

津市リサイクル資源回収活動報奨金交付要綱

平成18年1月1日訓第60号

改正 平成26年7月31日訓第47号

(目的)

第1条 この要綱は、営利を目的としない各種団体の自主的な資源回収に対し、地域社会づくりに資する活動に係る経費の一部を助成することにより、一般廃棄物の減量化及び再資源化を推進するとともに、資源回収を通じて廃棄物処理に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(報奨金の交付対象)

第2条 リサイクル資源回収活動報奨金（以下「報奨金」という。）の対象となる団体は、地域住民をもって構成する子供会、PTA及び自治会等で市長が認める団体（以下「団体」という。）とし、リサイクル資源回収活動（以下「活動」という。）を実施年度において実施した団体を交付の対象とする。

2 交付対象となる品目は、古紙類（新聞、雑誌、段ボール及び飲料用紙パック）、金属類（アルミ缶、スチール缶等）、布類及びびん類とする。

(報奨金の額)

第3条 報奨金の額は、集団回収した資源の重量1キログラムについて6円を上限とする。

2 びん類について前項の規定により報奨金の額を算定する場合には、同項に規定する重量は、次に定めるところにより算定するものとする。

(1) 一升びんにあっては、1本につき0.9キログラムとみなす。

(2) その他のびんにあっては、1本につき0.6キログラムとみなす。

(団体の届出)

第4条 報奨金の交付を受けようとする団体（以下「届出団体」という。）は、活動を実施する前日までにリサイクル資源回収活動実施団体届出書（第1号様式）にその団体が存在していることを証する規約、会則その他これに類する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 届出団体は、前項の規定による届出の内容を変更し、又は廃止するときは、速やかにリサイクル資源回収活動届出事項変更届出書（第2号様式）

を市長に提出しなければならない。

(報奨金の申請及び請求)

第5条 報奨金の交付を申請し、及び請求しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) リサイクル資源回収活動報奨金交付申請書（第3号様式）
- (2) リサイクル資源回収活動報奨金請求書
- (3) リサイクル資源回収活動実績表（第4号様式）
- (4) リサイクル資源回収活動伝票（第5号様式）

(報奨金の交付)

第6条 市長は、前条に規定する書類の提出があった場合は、その内容等を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において報奨金を交付するものとする。

2 報奨金の交付は、原則として当該年度の9月末（前期）と3月末（後期）の2回とする。ただし、市長が地域の実情に応じて交付することが適当であると認める場合は、この限りでない。

(報奨金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により報奨金の交付を受けた団体があるときは、既に交付した報奨金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の規定は、平成18年4月1日以後の申請に係る報奨金について適用し、同日前の申請に係る報奨金については、なお合併前の久居市資源ごみ回収活動補助金交付要綱（平成6年久居市訓令第4号）、再生資源回収補助金交付要綱（平成9年河芸町要綱第3号）、芸濃町再生資源集団回収報奨金交付要綱（平成4年芸濃町要綱第1号）、美里村再生資源集団回収報奨金交付要綱（平成4年美里村要綱第1号）、安濃町資源ごみ回収活動補助金交付要綱（平成7年安濃町要綱第1号）、香良洲町資源ごみ回収活動補助金交付要綱（平成8年香良洲町要綱第1号）、一志町資源ごみ回

収活動補助金交付要綱（平成 6 年一志町告示第 8 号）又は白山町資源ごみ
回収活動補助金交付要綱（平成 7 年白山町要綱第 2 号）の例による。

附 則（平成 2 6 年 7 月 3 1 日訓第 4 7 号）

この訓は、平成 2 6 年 8 月 1 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

リサイクル資源回収活動実施団体届出書

年 月 日

(宛先) 津市長

実施団体名

(〒)

届出者 代表者住所

フリガナ

代表者氏名

㊦

電話

津市リサイクル資源回収活動報奨金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

責任者	住所			
	氏名			
実施地域		世帯数	約 世帯	
回収品目 (品目を○で囲む)	①古紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、飲料用紙パック） ②金属類（アルミ缶、スチール缶） ③布類 ④びん類			
実施予定回数	年 回（実施予定）			
回収予定量	1回当たり		kg×	回
	年間予定回収量			kg
予定回収（買取）業者名				

※ 添付書類 団体の規約・会則その他これに類する書類

第2号様式（第4条関係）

リサイクル資源回収活動届出事項変更届出書

年 月 日

（宛先）津市長

実施団体名

（〒 ）

届出者 代表者住所

代表者氏名

⑤

電 話

津市リサイクル資源回収活動報奨金交付要綱第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
団 体 名		
代表者 住 所 氏 名 電 話		
責任者 住 所 氏 名 電 話		
予定回収業者		
廃止年月日	年	月 日
廃止理由		

※ 添付書類 団体の規約・会則その他これに類する書類

第3号様式（第5条関係）

リサイクル資源回収活動報奨金（前期・全期・後期）交付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

実施団体名

（〒 ）

申請者 代表者住所

代表者氏名

印

電 話

津市リサイクル資源回収活動報奨金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 実施日 _____ 年 月 日

2 リサイクル資源回収量

品 目		数 量 (kg)	品 目		数 量 (kg)
古紙類	新 聞 紙		布 類		
	雑 誌		金 属 類	ア ル ミ 缶	
	段 ボ ール			ス チ ール 缶	
	飲 料 用 紙 パ ッ ク		びん類	一 升 び ん	
		そ の 他 の び ん			
			全 品 目 合 計		

※ びん類の数量は、一升びんにあつては1本0.9kg、その他のびんにあつては0.6kgで換算すること。

3 添付書類 リサイクル資源回収活動実績表（第4号様式）

リサイクル資源回収活動伝票（第5号様式）又はそれに類する書類

第4号様式（第5条関係）

リサイクル資源回収活動実績表

団体名 _____

実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

品 目		回収量 A	換算率 B	換算重量 A×B	備 考
古紙類	新聞紙	kg	1	kg	
	雑 誌	kg	1	kg	
	段ボール	kg	1	kg	
	飲 料 用 紙パック	kg	1	kg	
布 類		kg	1	kg	
金属 類	アルミ缶	kg	1	kg	
	スチール缶	kg	1	kg	
びん 類	一升びん	本	0.9	kg	
	その他のび ん	本	0.6	kg	
合 計		kg 本	—	kg	
参加者数		人			

第5号様式（第5条関係）

リサイクル資源回収活動伝票

実施日 年 月 日

品 目		買取り等の数量	単価	買取り金額
古紙類	新聞紙	kg	円	円
	雑 誌	kg	円	円
	段ボール	kg	円	円
	飲 料 用 紙パック	kg	円	円
布 類		kg	円	円
金属類	アルミ缶	kg	円	円
	スチール缶	kg	円	円
びん類	一升びん	本	円	円
	その他のびん	本	円	円
合 計			—	円

回収（買取） 業者名	上記のとおり証明します。	
	年 月 日	
	事業所の所在	
	事業所の名称	
代表者氏名	印	